鹿児島県原油・原材料高騰等対策特別資金関連利子補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、コロナ禍における原油価格や原材料価格の高騰により、経営に大きな影響を受けた中小企業者及び組合(以下「中小企業者等」という。)が経営の安定化のために借り入れた資金について、当該資金に係る金利負担を軽減するため、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 中小企業者 中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号) 第2条第1項第1号, 第2号, 第5号又は第6号のいずれかに該当する者
 - (2) 組合 次のいずれかに該当する組合をいう。
 - ア 中小企業団体の組織に関する法律(昭和37年法律第185号)第3条第1項に規定する 団体
 - イ 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき設立された商店街振興組合
 - ウ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に 基づき設立された生活衛生同業組合
 - エ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)に基づき設立された酒類業組合
 - オ 内航海運組合法 (昭和32年法律第162号) に基づき設立された内航海運組合

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、鹿児島県中小企業制度資金融資要綱に規定する資金 のうち原油・原材料高騰等対策特別資金(以下「補助対象資金」という。)の融資を受けた ものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象経費は、前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間(以下、「計算期間」という。)に金融機関に支払った補助対象資金に係る支払利息(延滞利息を除く。)の全額とする。

(補助期間)

第5条 補助金を交付する期間は、償還開始(支払利息開始のみを含む。)の日の属する月から 起算して1年間とする。

(補助金の交付申請及び請求)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者等は、計算期間に金融機関に支払った補助 対象資金に係る支払利息(延滞利息を除く。)について、知事が別に定める日までに、原油 ・原材料高騰等対策特別資金関連利子補助金交付申請書兼請求書(別記第1号様式。以下「交 付申請書兼請求書」という。)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - (1) 原油·原材料高騰等対策特別資金利息支払証明願兼証明書(別記第2号様式)
 - (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第7条 知事は、交付申請書兼請求書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、原油・原材料高騰等対策特別資金関連利子補助金交付決定及び交付確定通知書(別記第3号様式)を交付の申請をした者に交付するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付)

第8条 知事は、前条の交付申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、請求者に補助金を交付するものとする。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月15日から施行する。